

一般社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク 移行に向けた Q&A

Q1. ネットワークを社団法人化する理由と必要性は？

大きく2つの観点から社団法人化にしたい。

一つ目は、規模の問題。

現行の SL ネットワークは推進委員会が主催する災害救援ボランティア基礎講座認定者の任意の集まりです。講座主催者である災害救援ボランティア推進委員会もまた任意団体で、その親団体は、公益財団法人日本法制学会です。推進委員会の事業は、法制学会の社会貢献事業として永年運営されてきました。

その事業が発展し、現在、講座認定者は8千名を超え、また関係する認定者を総合すると1万人規模の認定者を抱える事業となりました。

その認定者の任意の集まりである SL ネットワークを法制学会の付属機能的な位置づけをすることに整合を取ることが困難になってきました。さらに SL ネットワークの今後の活動を考えた時に、これを別法人として体制を整え、さらなる発展を目指すべきではないかとの計画が浮上しました。

二つ目は、今までの推進委員会の活動目的は、SL 各自が地域で自発的に減災・災害対応活動に取り組むという指針で活動してきました。したがって、推進委員会が自ら旗を立てて被災地支援活動はしてきませんでした。これについて、今回の東日本大震災の支援活動において個々の会員の中に違和感が出てきているのも事実です。これらの違和感を解消する意味でも本部から独立して活動が出来るようにすべきと考えました。

推進委員会の主たる事業は災害救援ボランティア (SL) の養成事業であり、そして、養成した SL の活動を支援することです。つまり教育団体であり、地域防災活動の支援団体です。ゆえに、「地域防災インストラクター」という称号を発行して活動がやりやすくなる配慮をしてきました。

これまで被災地での活動は、推進委員会として主体的にかかわったのは、2004 年の中越地震川口町でのボランティア活動だけです。それ以外の被災地活動については、SL の自主性に基づいて、地域の SL が主体となって活動をしています。今後、首都直下地震を想定したときに、組織的な被災地支援活動も必要となると考えているため、社団の事業として、「被災地支援活動」も視野に入れた体制作りが必要になると考えています。

Q2. 社団法人にしたときのメリット・デメリットは？

メリット：

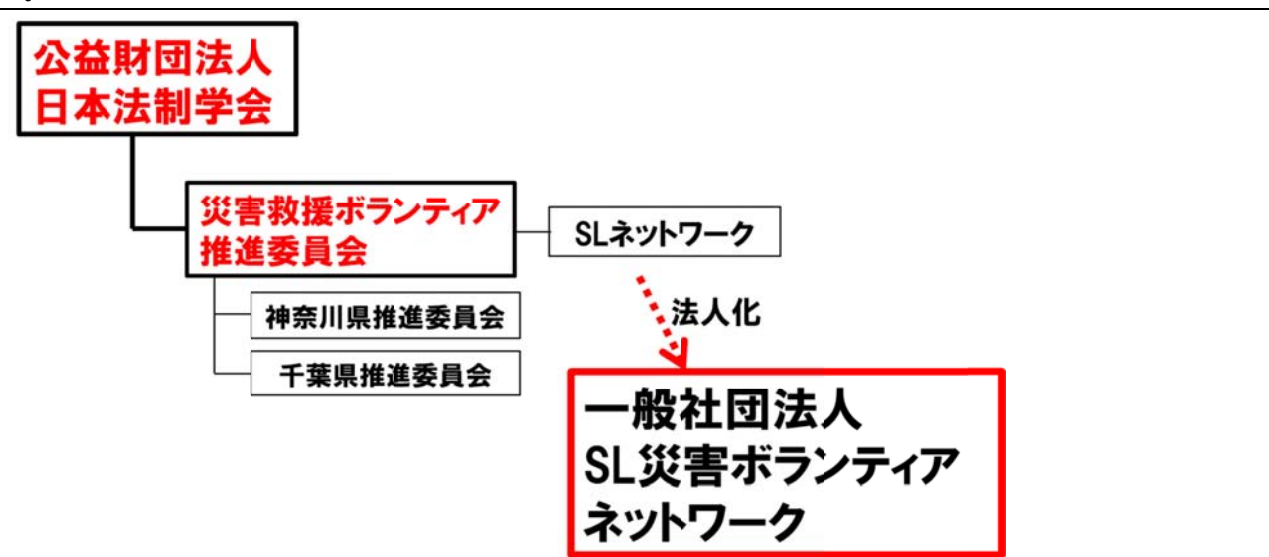
社団法人としての社会的信用が得られます。これまでは「任意団体」に過ぎず、みなさんの地道な活動実績によって信用を得てきました。そうした活動実績を土台に、さらに、社団としての社会的な信用を得られることは、行政や他団体との業務受託や協働事業、協定等を結ぶうえで大きなメリットです。さらに、現在、公益社団法人の認定申請をしており、公益がつくことで、さらに信用度が上がると考えています。

また、社団になることにより、募金や寄附、助成等を受ける母体と成り得ると考えます。

デメリット：

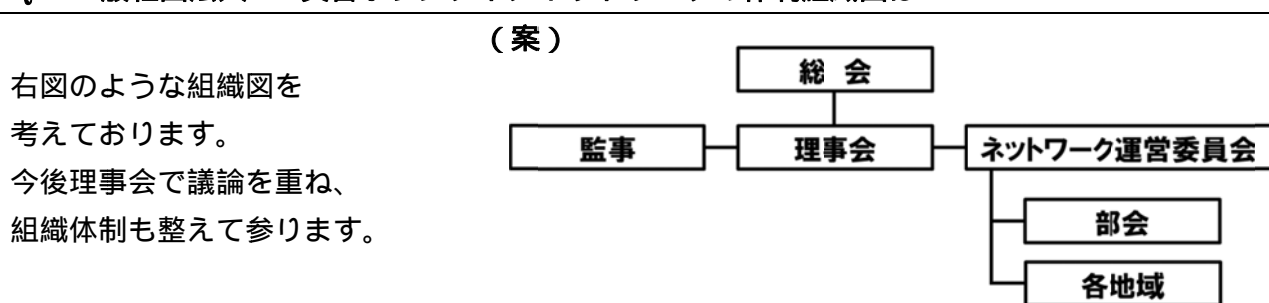
メリットと表裏一体ではあるが、社団として推進委員会から独立し、独自予算で運営していかなければならないため、主たる収入源である年会費で事業運営をしなければなりません。

Q3.災害救援ボランティア推進委員会との関係は？



一般社団法人 SL 災害ボランティアネットワークは、公益財団法人日本法制学会の一事業体である災害救援ボランティア推進委員会とは別組織になります。しかし、災害救援ボランティア推進委員会は、今後も変わらず SL 養成事業等を行います。認定された SL の活動母体として、一般社団法人 SL 災害ボランティアネットワークを組織します。学校とその学校の同窓会との関係をイメージして頂ければ分かりやすいかと思えます。

Q4.一般社団法人 SL 災害ボランティアネットワークの体制組織図は？



Q5.年会費徴収は推進委員会が行うのか社団法人が行うのか？

年会費は社団法人にて徴収します。
振込用紙の口座番号等も変更されていますので、ご注意ください。

Q6.年会費の使い道は？

今後、社団の運営・事業については、会員の年会費でまかなっていくことになります。
社団が主催する事業（訓練、研修等）ならびに、社団を運営していくうえで必要となる事務経費（ニュースレター、情報発信、事務所費）に使用します。
その収支については、年1回開催する総会にて会計報告され、今よりも厳格な処理が求められます。

Q7.ニュースレターの発行や部会案内の通知は？

ニュースレターについては、発行は推進委員会で編集協力として社団が行いますが、あくまでも形式的なもので、皆さんの手元に届くのは変わりありません。部会の案内については、社団が発行することになります。